

持ち家の将来について考えてみましょう

■問合せ…建築住宅課 (☎025-520-5786)

全国の空き家の数は令和5年の調査で過去最多を更新し、住宅総数の約7戸に1戸が空き家となり、全国的な社会問題となっています。空き家問題は多くの人に起こりうる身近な問題です。夏休みやお盆の時期などご家族やご親族などで集まる機会に、住まいの将来について考えてみませんか？



空き家になる前に確認すること

持ち家が将来空き家となった場合、空き家は所有者などが適切に管理することが原則です。周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空き家の適切な管理に努めなければなりません。空き家となる前に次のことを確認しておきましょう。

空き家のチェックリスト

Check

□ 登記

所有者が正しく登記されているか確認しましょう。

※令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。

□ 管理者

所有者が死亡した際に、相続が適切に行われず、多数の相続人が発生したことにより、管理する意識が薄れてしまった実例もあります。管理者を決めておくとともに確実な相続を進めましょう。

□ 管理方法

空き家になることが見込まれる場合は、賃貸・売却などによる利活用や除却など、今後、どのように管理するのかをあらかじめ考えておきましょう。

「住まいの終活ノート」を活用してください

市では、あらかじめ持ち家の将来を考えるきっかけをつくるものとして、「住まいの終活ノート」を用意しています。

「住まいの終活ノート」は、所有者の住まいや気持ちを早いうちから整理するとともに、ご家族や残された人へご自身の思いを伝えるためのノートです。最終的に住まいを「売りたい」「壊したい」「特定の人に引き継がせたい」などの各項目や、その希望に沿った弁護士会などの相談先、倒壊による近隣トラブルや不法侵入などの空き家が抱えるリスクも盛り込んでいます。

「住まいの終活ノート」は、建築住宅課や各総合事務所、南・北出張所で配布しています。



住まいの
終活ノート



気軽に相談してください

所有者や相続人として空き家となる前に行うべき取り組みや、空き家となった後の適切な維持管理、取り壊しなどを考える機会として、誰でも参加できる空き家の対策セミナーや無料相談会を開催しているほか、空き家についての相談を受け付けています。

また、所有者から提供された空き家情報を、ホームページなどで紹介している「空き家情報バンク」制度もあります。



空き家情報
バンク制度

8月の空き家無料相談会

空き家の売買や賃貸について不動産事業者が相談に応じます（要申し込み、予約時に「空き家登録シート」の提出が必要）。

とき	ところ	問合せ
8月13日④	建築住宅課 全日本不動産協会上越事務所(栄町2) 上越宅建会館(春日野1)	建築住宅課 (☎025-520-5786)
17日⑤		
27日④		

